



県章

山形県公報

平成26年7月22日（火）
第2564号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…809
- 指定港湾施設の利用料金……………（空港港湾課）…同
- 山形県海浜公園の利用料金……………（同）…810
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（同）…同
- 同……………（最上総合支庁建築課）…811
- 同……………（同）…同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会計局）…同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（同）…812
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…同
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…813
- 同……………（同）…814

告 示

山形県告示第678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
東村山郡中山町大字長崎3129番地の1
- 3 認可年月日
平成26年7月14日

山形県告示第679号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 加茂港緑地の利用料金

港湾施設名	使用区分		利用料金		備考
緑地	駐車場	自動二輪車	1日1回につき	400円	7月26日から8月17日 までの午前8時30分から 午後5時まで
		上記以外の自動車	1日1回につき	800円	

2 適用期間

平成26年7月26日から平成27年3月31日まで

山形県告示第680号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

施設			期間等	単位	利用料金
加茂レインボービーチ	駐車場	自動二輪車	7月26日から8月17日 までの午前8時30分から 午後5時まで	1日1回につき	400円
		上記以外の 自動車			800円
	シャワー			1回につき	無料

2 適用期間

平成26年7月26日から平成27年3月31日まで

山形県告示第681号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第146号
- 2 指定の場所 寒河江市越井坂町117番の一部
- 3 道路の現況 幅員 4.50メートル
延長 35.00メートル
- 4 指定年月日 平成26年7月10日

山形県告示第682号

次の開発行為は、完了した。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成25年12月5日 指令村総建第243号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 東根市神町西四丁目311番、314番5、312番、310番3、287番4、311番先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 東根市大字若木50番地の1

有限会社 ラディッツ

山形県告示第683号

次の開発行為は、完了した。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成25年11月28日 指令最総建第17号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
新庄市金沢字吉袋841番1、843番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
新庄市大字仁間297-6
サシムラ株式会社

山形県告示第684号

次の開発行為は、完了した。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年4月23日 指令最総建第3号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
最上郡真室川町大字新町字天神408番1の一部、413番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番1
株式会社薬王堂

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) ロータリ除雪車（最大除雪幅2.6メートル） 3台
 - (2) ロータリ除雪車（最大除雪幅2.2メートル） 3台
 - (3) 除雪ドーザ13トン級 7台
 - (4) 除雪ドーザ11トン級 2台
 - (5) 小形除雪車1.0メートル級 5台
 - (6) 凍結防止剤散布車 2台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720
- 3 落札者を決定した日 平成26年6月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
1の(1)から(6)までごとに次のとおり。
 - (1) 株式会社KCMJ山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69
 - (2) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
 - (3) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地

- (4) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (5) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- (6) いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号

5 落札金額

1の(1)から(6)までごとに次のとおり。

- (1) 96,768,000円
- (2) 90,396,000円
- (3) 95,256,000円
- (4) 23,630,400円
- (5) 32,076,000円
- (6) 32,616,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年5月16日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

小形除雪車1.3メートル級 2台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720

3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年7月1日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社KCMJ 山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69

5 随意契約に係る契約金額 28,620,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長及び山形県公安委員会委員長から平成26年4月4日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成26年7月22日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄
 山形県監査委員 児 玉 太
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
朝日少年自然の家	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、毎週一回、請求書並びに納品書を検査・確認するなど、関係書類等のチェックを強化することで、再発の防止に向けた体制を整備した。 また、毎月一回、処理状況を所長へ報告することとした。

金峰少年自然の家	執行管理体制が適切でないものがある。	現金領収及び口座への入出金の状況を次長が毎週点検するとともに、関係書類を複数の職員で確認を行うこととした。また、月毎の出納簿確認時には、所長及び次長が現金と通帳残高を点検するよう事務処理体制の改善を図った。
	予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。	切手購入及び支払いについて、複数職員で支払い残高を確認するとともに、切手の支払い及び在庫状況を所長へ定期的に報告することとした。
	前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	次長と旅費担当者が財務会計システムで随時進捗状況を確認し、その都度各職員へ働きかけを行うことで、支払い遅延・執行漏れがないようにする。
置賜農業高等学校	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務の確認を徹底するよう改善を図った。
ゆきわり養護学校	前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	旅費の支払い遅延を発生させないよう、旅費支給事務においては、旅行命令簿決裁後、その都度、財務会計システムに入力のうえ、予め、月2回の精算日を定め、支給するように改善を図った。 また、管理職を含めた複数職員により、定期的に執行状況を確認し、情報の共有と進行管理を行うように改善を図った。
長井警察署	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務の確認を徹底するよう改善を図った。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成23年5月20日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成26年6月24日付けで山形県知事から通知があった。

平成26年7月22日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄
 山形県監査委員 児 玉 太
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所管課	外部監査実施機関名	監 査 結 果	措 置 の 内 容
農林水産部 森林課	財団法人 山形県 林業公社	<p><借入金の返済可能性について> 収支予測の実現可能性は、分収林契約における林業公社と土地所有者との分収率を7：3と変更することが達成されるかどうかにかかわっている。 林業公社では、主伐までの契約期間を延長させることを優先し実行中であるが、当該経営改善の大きなウェイトを占める分収率変更への具体的な対応策を速やかに講じる必要がある。</p>	<p>平成24年度までは、本県の実情にあった適切な分収割合の変更方法を検討してきた。 その検討結果をふまえ、分収率を7：3に変更する事業計画を策定し、平成25年度理事会において承認された。 今後、「分収割合変更協議」の年度別計画に沿って、土地所有者との個別交渉等を進めていく。</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成26年5月30日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成26年6月24日付けで山形県知事から通知があった。

平成26年7月22日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄
 山形県監査委員 児 玉 太
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
建築住宅課	<p>（県営住宅使用料） 連帯保証人への弁済請求書の送付について</p> <p>「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」によれば、納付の督促等をして納付がなく滞納額が家賃の3か月分に相当するに至ったときは、滞納者及び連帯保証人に対して請求を行うこととなっているが、連帯保証人への弁済請求書の送付が滞納8か月分となるまでなされていない案件があった。要領に従い適正に処理する必要がある。</p>	<p>連帯保証人への弁済請求書の送付について、要領に従い適正に処理するよう、通知により事務処理の徹底を図った。</p> <p>（H26. 4. 28付け建第240号建築住宅課長通知）</p>
建築住宅課	<p>（県営住宅使用料） 事務フローについて</p> <p>滞納者及び連帯保証人に対して請求を行う事務手続きについて、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」と「県営住宅家賃滞納整理事務の手引き」の内容に不整合があり、事務フロー図に不備がある。事務処理のよりどころとなる手引きの未更新は現場での処理を混乱させるものであり早期に是正が必要である。</p>	<p>事務フロー図が掲載されている「県営住宅家賃滞納整理事務の手引き」の廃止を各総合支庁あて通知し、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」に一本化した。</p> <p>（H26. 4. 28付け建第240号建築住宅課長通知）</p> <p>また、本要領の他、条例や規則、各種通知等は県内部のファイル共有システムに「県営住宅管理事務」フォルダを設置してアップし、関係者がいつでも参照できるよう、随時点検を行い、内容の充実を図っていく。</p>
子ども家庭課	<p>（母子寡婦福祉資金特別会計） 審査会の設置について</p> <p>「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」では、貸付の決定について、審査会による審議を規定している。しかし、最上総合支庁では内規により審査会の開催を省略している。本来、貸付資格や保証人の条件、償還計画について合議による話し合いを行うべき審査会が、省略されていることは、なんら合理性がなく、早期に内規を改定し、審査会による合議を行う必要がある。</p>	<p>平成26年2月24日付けで内規を改正し、すべての資金について審査会を開催して審査を行うこととした。</p>
循環型社会推進課	<p>（産業廃棄物税） 許可証の返還について</p> <p>許可証の更新の際には、旧許可証を返還しなければならないが、許可証を紛失したため、旧許可証の返還がなされないまま新許可証を交付した事例があった。要領上はあくまでも更新の際には原本を返還しなければならないのであるから、上記のような簡便な運用は認められないと判断する。今回の事例は内規としての要領に反しているため、今後は要領に従った処理がなされるよう運用を徹底する必要がある。</p>	<p>各総合支庁環境課長あてに、許可更新時等に旧許可証の紛失があった場合は、許可証を再発行したうえで返還させるよう通知しており、産業廃棄物処理業許可事務等取扱要領に従った運用を徹底している。</p> <p>（H26. 2. 7付け循環第948号循環型社会推進課長通知）</p>